

付 議 第 3 号

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令議案

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第 号

事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程(平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「専決させることについて」を「専決させることに関し」に改める。

第2条中「第2条に定める」を「第2条各号に掲げる」に改め、同条第7号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 幼保連携型認定こども園の設置の認可をすること。

附 則

この訓令は、平成27年3月 日から施行する。

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令議案説明

1 改正の目的及び内容

教育委員会の権限に属する、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する事務を、教育長に専決させるようにするものである。

2 施行期日

平成 27 年 3 月 31 日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会事務専決規程(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を高知県教育長(以下「教育長」という。)に専決させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(教育長の専決事項)

第2条 教育委員会は、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をすること。

(8) 幼保連携型認定こども園の設置の認可をすること。

(9)・(10) 略

旧

高知県教育委員会事務専決規程(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を高知県教育長(以下「教育長」という。)に専決させることについて必要な事項を定めるものとする。

(教育長の専決事項)

第2条 教育委員会は、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条に定める事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 認定こども園の認定をすること。

(8)・(9) 略